

独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所 一ノ瀬 泰彦
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 件 名 | 酸素濃度計外購入(オープンカウンタ方式による) |
| 2 納 品 場 所 | 群馬県みどり市東町座間564-6 |
| 3 納 期 | 契 約 締 結 の 翌 日 から 30日間 |
| 4 内 容 等 | 酸素・硫化水素濃度計、送風機、ダクトの購入 |

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「試験・測量・測定・観測・監視機器」の認定を受けており、かつ、本店、支店又は営業所が群馬県にある者。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限りします。 |
| 2) 提 出 方 法 | FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号) |
| 3) 見 積 書 提 出 期 限 | 令和 7 年 10 月 16 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所
FAX番号 0277-97-3300 |
| 5) 担 当 者 | 総務課 阿部 |
| 6) 質 問 書 提 出 期 限 | 令和 7 年 10 月 9 日 12:00 まで |
| 7) 見 積 日 時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。 |
| 8) 見 積 回 数 | 1回を限度とする。 |
| 9) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退 | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出は必要ありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。 |
| 6 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。</u> | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。 | |

酸素濃度計外購入 仕様書

第1章 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構が施行する「酸素濃度計外購入」に適用する。

第2章 契約内容

1. 納入場所 群馬県みどり市東町座間564-6
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
2. 納 期 契約締結の翌日から30日間
3. 納入品目 別紙数量表のとおり

第3節 納 品

納品においては、受注者の責任により納入場所へ納めるものとする。

第4節 疑 義

受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議しなければならない。

以 上

数量表

酸素濃度計外購入					
	品名	規格等	単位	数量	備考
1	酸素・硫化水素濃度計	新コスモス電機XOS-326	台	1	
2	送風機	単相100V φ200mm Suiden SJF-200RS-1	台	1	
3	ダクト	φ200mm×5m Suiden SJFD-200S	本	2	

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月3日に交付された「水質測定資材（酸素濃度計外）購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。